



# 島根県報

平成28年6月24日（金）

号外 第 129 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	（文化国際課）	2
島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則	（       "       ）	2

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第72号）

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例中第3多目的ホール、203会議室、306会議室及び307会議室の利用料金に係る基準額に関する改正規定の施行期日は、平成28年7月1日とすることとした。

### ◇島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第73号）

#### 1 規則の概要

##### (1) 設備の基準額の新設（別表関係）

種 別	品 名	単 位	基準額 (1回につき)
映写設備	録画再生装置（ブルーレイディスク及びディー・ブイ・ディーに対応するもの）	一式	1,150円
	マルチメディアプロジェクター(A)	1台	12,290円
	マルチメディアプロジェクター(B)	1台	2,620円

##### (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成28年7月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のマルチメディアプロジェクター(A)に係る基準額については、島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例中映写機の利用料金に係る基準額に関する改正規定の施行の日から施行することとした。

## 規 則

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第72号

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第41号）中別表の1の(2)の表第3多目的ホールの項を削る改正規定、同表202会議室の項の次に203会議室の項を加える改正規定、同表304会議室、307会議室又は308会議室の項の改正規定、同表306会議室の項の改正規定及び同項の次に307会議室の項を加える改正規定の施行期日は、平成28年7月1日とする。

島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第73号

島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立島根県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表映写設備の項中

「

ビデオテープレコー ダー装置	一式	940	
簡易オーバーヘッドプ ロジェクター	一式	930	
マルチメディアプロ ジェクター	1台	1,590	

を

「

ビデオテープレコー ダー装置	一式	940	
録画再生装置（ブルー レイディスク及び ディー・バイ・ディー に対応するもの）	一式	1,150	
簡易オーバーヘッドプ ロジェクター	一式	930	
マルチメディアプロ ジェクター(A)	1台	12,290	
マルチメディアプロ ジェクター(B)	1台	2,620	
マルチメディアプロ ジェクター(C)	1台	1,590	

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、別表映写設備の項の改正規定（マルチメディアプロジェクター(A)に係る部分に限る。）は、島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第41号）中別表の2の表の改正規定の施行の日から施行する。